

第41回 奈良県河川整備委員会 議事要約

1 日 時：平成19年10月11日 9:30～12:00

2 場 所：奈良市男女共同参画センター「あすなら」大会議室

3 出席者

委員 10名：池淵周一、伊藤忠通、岩本廣美、谷幸三、中川一、
中島祐子、前迫ゆり、和田萃（五十音順、敬称略）

事務局4名：奈良県 徳元河川課長 ほか

4 議事要旨

(1) 第40回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

(2) 第40回奈良県河川整備委員会補足

①. 伊勢湾台風の際に被災した農地の復旧実績について

②. 吉野川における遊水地設置の可能性について

③. 吉野川分水の環境用水への利用の可能性について

④. 河川整備計画に定める内容及び意見聴取のタイミング、内容について

⑤. 吉野川の現状と課題及び目指すべき方向性について

(3) 吉野川河川整備計画案骨子について

(4) その他

5 議事内容（主な意見、回答）

5.1 第40回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

- ・ 特になし（委員了承）

5.2 第40回奈良県河川整備委員会の補足説明

①伊勢湾台風の際に被災した農地の復旧実績について

- ・ 伊勢湾台風の際に被災した農地の復旧について、記録が処分されていたのか、記録をしなかったのか等の事実確認をしてほしい。この地域全体が高齢化しているため、今後、水田が被災すると、それが契機になって農地が放棄されてしまうということも考えられる。

→ 当時、当然災害復旧を申請するため書類は作られているが、昭和34年という古い時代のものなので、資料が残っていないのが現状。

- ・ 当時の状況については、新聞記事やヒアリング等で定性的にでも調査できないか。

②吉野川における遊水地設置の可能性について

- ・ 遊水地については、この地域の地形状況や周辺の農地等が高度に利用されていることを踏まえると、土地取得の課題などから難しいことが分かった。

③吉野川分水の環境用水への利用の可能性について

- ・ 利水に関する全体のネットワーク、取水源、利水系統、農業用水、都市用水、工業用水の利用実態等の資料を示してほしい。

- ・ 地下水の利用も含め県営水道の機能等をもう少し充実させれば、吉野川分水の余剰水をもっと多面的に利用することが可能ではないか。また、休耕田などにより農業用水の使用が少なくなっているのではないか。

→ 十津川・紀の川の第一期事業が行われたときに比べると、農地の面積はかなり減っている

が、スプロール的に宅地ができて農地が減っている。そのため、末端の農地に対して一定の水位を保つための水が必要であり、面積が減った割合イコール農業用水の減少割合とはならないのが実態である。

県営水道の利用については、地下水の利用実態も含め、改めて説明する。

④河川整備計画に定める内容及び意見聴取のタイミング、内容について

- ・ 河川整備計画原案の骨子を関係市町村に諮る場合、どの程度の内容まで出すのか。
→ 骨子の提示の段階では、個別の整備箇所までは示さず、現状と課題、目指すべき方向性について意見をいただき、これらを整理した上で具体の絵を描いていくものと考えている。

⑤吉野川の現状と課題及び目指すべき方向性について

5.3 吉野川河川整備計画案骨子について（⑤及び5.3は合わせて審議）

- ・ 治水、利水、河川環境、河川空間等々の方向性がよく解った。その中でやはり一番大切なのは地域住民の関心度を高めることだと思う。このためには環境教育が大切である。
- ・ 地域住民の関心度を高めるため、世間一般にPRすることも骨子の中に盛り込んでどうか。
- ・ 骨子の概要のところ、「歴史」から「伝統」までまとめているが、非常に大きなテーマであり、今後分けて記載するのか。
→ 原案骨子では、大きな括りで括弧書きをしていた。原案本文作成の際は工夫する。
- ・ 「河川環境及び河川空間の目指すべき方向性」に関して、自然環境を全川にわたってとらえることも大事だが、そこがどういう地域であるか、地域の生物群集としてのとらえ方も重要ではないか。
→ 「各地域の状況を踏まえ」等、表現を工夫する。
- ・ 自然環境の現状と課題における動植物に関する記述は、環境省により作成、公表されているレッドリストや、今後公表される奈良県のレッドデータ等を参考に見直してほしい。
→ 個別に専門の委員に相談する。
- ・ 環境アセス法は、河川改修に適用されるのか。
→ 環境アセス法が適用されるのは、かなり大規模な事業であり、今回、実施していく工事は、ある程度、延長や面積が限られているのでアセスメント法の適用はないと考えている。
- ・ 伊勢湾台風時には、流木による堰止めによって大きな被害が出たということであるが、計画原案ではその視点も入れておく必要があるのではないか。
また、そのために橋脚構造がどうあるべきかといったことも盛り込んでどうか。
→ 橋脚については河川管理施設等構造令で、流木をためないような形で、ある程度、橋脚の幅を広くとるという規定もある。これらについては整理して次回報告する。
- ・ 山林の保水力の低下、流木の流出、それに伴う土砂の流出について委員会でもかなり議論しているが、ほとんど記述されていない。土砂管理については、具体的な課題及びそれに対する目標の記述が必要。
- ・ 関係市町村に対して、個別の事業実施箇所に関する情報を示してもいいのでは。なぜ最初に個

別の事業箇所は示さずに、次の原案の段階で市町村と住民に示すのか。

→ まず、治水、利水、環境全体を通した、物の考え方をしっかりと整理したい。具体的にどこで何をやるかというのはその次の段階と考えている。

- ・ 骨子案の「河川工事の種類及び施工の場所」が検討中になっている。検討中の中身をどの程度のレベルにするかが問題である。
- ・ 骨子案については、追加の質問等を事前に送付いただき、本日の意見等も含め継続審議としたい。
 - 骨子案は本日の意見を踏まえて修正する。追加意見があれば事前にご連絡いただきたい。

以上